

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月17日
【会社名】	株式会社カイオム・バイオサイエンス
【英訳名】	Chiome Bioscience Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤原 正明
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区本町三丁目12番1号
【電話番号】	03-6383-3746（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部シニアディレクター 清田 圭一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区本町三丁目12番1号
【電話番号】	03-6383-3746（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部シニアディレクター 清田 圭一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、平成25年7月16日の取締役会において、当該新株予約権の発行を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．銘柄

株式会社カイオム・バイオサイエンス 第8回新株予約権

2．発行数

新株予約権90個（新株予約権1個につき普通株式100株）

ただし、これは割当予定数であり、下記12.記載の割当予定者が新株予約権割当日において当社従業員たる地位を失っている場合、又は引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3．発行価格

金銭の払込を要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込を要しないことは有利発行には該当しない。

4．発行価額の総額

未定

5．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

各新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、その数は、100株とする。

なお、下記7．に定める割当日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、付与株式数は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない本件新株予約権の目的である付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、割当日後、当社が資本金の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本金の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

6．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本件新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は後者の価格とする。

ただし、行使価額は、下記及びの調整に服する。

割当日後、当社が当社普通株式の分割又は株式の併合を行う場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日後、当社普通株式の価額（以下「新規発行（処分）前の株価」という。）を下回る価額で、当社普通株式の発行又は自己保有普通株式の処分が行われる場合（新株予約権の行使、取得条項付株式の取得、又は取得請求権付株式の取得請求により当社普通株式を発行し、又は自己保有普通株式を処分する場合を除く。）、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式における「新規発行（処分）前の株価」は以下のように定義する。調整後行使価額を適用する日に先立つ直近30取引日における当社普通株式に係る株式が上場する国内の金融商品取引所（但し、金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる金融商品取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む、以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。）を「新規発行（処分）前の株価」とする。なお、平均値は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

また、上記算式において、「既発行株式数」とは、募集のための基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式総数をいうものとする。ただし、当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数は含まないものとする。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

7. 新株予約権の割当日

平成25年8月2日

8. 新株予約権の行使期間

平成27年8月2日から平成31年8月1日までとする。

9. 新株予約権の行使の条件

本件新株予約権の割当てを受ける者（以下「被付与者」という。）は、当社又は当社の子会社の取締役、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合（被付与者が死亡した場合を含む。）には、本件新株予約権を行使することができない。ただし、行使することができることについての当社取締役会の予めの承認を得た場合はこの限りでない。

本件新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各本件新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他の権利行使の条件は、当社と被付与者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額

本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 新株予約権の譲渡に関する事項

本件新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得勧誘の相手方（以下「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

当社従業員 19名 90個

13. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当事項なし。

14. 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

以上